

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の構成

○ 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から**建築物一般に拡大**。

→ 新たに設置された**木材利用促進本部**において、令和3年10月1日に**基本方針**を策定。

<基本方針の構成>

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

<主なポイント>

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給**に係る努力義務

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**
- **安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討**
- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**

- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**